

高知県トラック物流効率化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、令和8年度高知県トラック物流効率化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、物価高騰やトラックドライバーの労働時間規制等による運輸業を取り巻く経営環境の変化を踏まえ、輸送の効率化による収益体質の改善や生産性の向上を通じ、将来を見据えた本県の物流体制の維持・確保に向けて、運送事業者が講ずる物流効率化の取組を支援する。

(補助対象経費、補助事業者、補助率及び補助額)

第3条 補助対象経費は、別表第1で定める「1. 物価高騰対策事業」又は「2. 輸送効率化関連事業」のいずれかとし、補助事業について知事が別に定める実施期間内において発生した経費とする。

2 補助事業者、補助率及び補助額は、別表第1に定めるとおりとする。

3 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、別記第1号様式による補助金交付申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の規定により補助金の申請書を提出するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるも

のを契約の相手方としないこと等、県の暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

- (2) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと又は徴収の猶予を受けていること。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、第4条第1項の規定による申請が適当であると認める場合は、補助金の交付決定を行い、速やかに当該申請者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業の変更)

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第2号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額の変更をしようとするとき。ただし、補助金額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合を除く。

- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的の達成に支障がなく、かつ、事業効率に関係がない事業計画の細部を変更する場合を除く。また、必要に応じて知事と変更内容について協議すること。

- 2 知事は、前項の規定による補助事業の変更の申請が適当であると認めたときは、当該補助事業者に通知するものとする。

- 3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による補助事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認申請書を受理したときは、内容を審査し、適当であると認めたときは、中止又は廃止の承認を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

- 3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付し、またこれを変更することがある。

(補助金の交付申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までに、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は

なかったものとみなす。

(交付決定の取り消し等)

第 10 条 知事は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事はその全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) この要綱又は補助金交付の決定の際に付した条件に違反したとき。
- (2) この要綱により、知事に提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 補助金を交付する目的に著しく反する行為があったとき。
- (4) 前各号のほか、業務に関する法令違反により行政処分を受けるなど、交付決定事業者として相応しくないと認められたとき。

(状況報告)

第 11 条 補助事業者（別表第 1 に定める「1. 物価高騰対策事業」を申請した者に限る。）は、次条に該当する場合を除き、補助事業が予定の期間内に完了しない場合若しくは補助事業の遂行が困難となった場合又は知事から要求のあった場合は、別記第 4 号様式による状況報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、交付決定を受けた後、速やかに別記第 5 号様式による賃上げ状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第 12 条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業の完了の日が属する年度の 2 月 28 日のいずれか早い日までに、別記第 6 号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第 1 項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときに、その金額を速やかに別記第 7 号様式により、知事に提出するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。
- 4 補助事業者（別表 1 に定める「1. 物価高騰対策事業」を申請した者に限る）は、第 1 項の規定による実績報告に合わせて、別記第 5 号様式による賃上げ状況報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び補助金の交付)

第 13 条 知事は、前条第 1 項の規定による実績報告書を受領した場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第 7 条第 1 項の規定による承認をした場合にあっては、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、第 6 条第 1 項の規定により通知した補助金の交付決定額(第 7 条第 1 項第 1 号の規定による補助金の交付の決定の変更をした場合は、当該変更後の額)と同額である場合は、前項の通知を省略することができる。

(補助事業の調査等)

第 14 条 知事は、補助事業の遂行状況について、関係書類の提出を求め、又は関係施設若しくは関係書類について必要な検査を行うことができる。

2 前項の規定に基づく検査の実施に当たっては、当該補助事業者は、この検査に応じなければならない。

(取得財産等の管理等)

第 15 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(次条において「取得財産等」という。)のうち取得価格又は効用の増加価格が税抜単価 50 万円以上のものについては、別記第 8 号様式による取得財産等管理台帳により財産名、財産を取得した者、規格、数量、単価、金額、取得年月日、保管場所、県補助率、耐用年数等を記載し、適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に沿った運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第 16 条 補助事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に規定する耐用年数を経過するときまでは、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に別記第 9 号様式による取得財産の処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による承認をしようとする場合は、交付した補助金のうち、同項の規定による処分時から財産処分制限期間までの期間に係る減価償却額を原則として返還させるとともに、当該処分により補助事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内で当該利益の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(県内発注)

第 17 条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地産地消推

進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(グリーン購入)

第 18 条 補助事業者及び間接補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報開示)

第 19 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 5 条、第 12 条第 3 項、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 19 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 28 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

事業区分	1. 物価高騰対策事業	2. 輸送効率化関連事業
補助対象 経 費	燃費向上に資する新車（エコカー、低燃費車両）の購入 ※車両更新の場合は、更新対象車両の使用年数 6 年経過又は走行距離 50 万キロを超えていること。 ※ 1 事業者 1 台までとする。	荷役作業の効率化機器等の導入（フォークリフト、車両用クレーン、コンテナ脱着装置、林業用グラブプル、ラッチアームパケット等の機器購入費等）
補助事業者	県内に本店を有する一般貨物自動車運送事業者（いわゆる霊柩事業のみを営む者を除く。）又は特定貨物自動車運送事業者	県内に本店を有する一般貨物自動車運送事業者（いわゆる霊柩事業のみを営む者を除く。）又は特定貨物自動車運送事業若しくは荷主事業者
補助率	定 額	2 / 3 以内
補助額	ア. 賃金上昇率 3.6%以上 大型トラック 330 万円 中型トラック 165 万円 小型トラック 100 万円 イ. 賃金上昇率 1.5%以上 3.6%未満 大型トラック 250 万円 中型トラック 125 万円 小型トラック 75 万円	（上限額） 300 万円以内 （下限額） 25 万円

- 1 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類で金額等が確認できるもののみとする。
- 2 上表の事業区分「2. 輸送効率化関連事業」の補助対象経費は、新規の導入、追加の導入、機能増強による性能の向上等、既存の荷役作業能率をさらに効率化するものに限る。また、機材・設備の購入費用等の初期費用（いわゆるイニシャルコスト）のみを対象とする。
- 3 新たな取組として必要な経費を対象とし、既存経費を振り替えて計上することは認めない。
- 4 補助対象事業について国又は高知県トラック協会等の事業者団体等から補助金交付決定を受けている場合又は申請する予定がある場合は、その交付決定額または見込額を控除した額を補助対象経費とする。

別表第2（第5条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条 第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。